

滞納は、許しません！

滞納は、納税している人との

公平性を欠く行為です

町税は、医療や福祉、教育や道路整備など町が行う事業の重要な財源です。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何よりも納期限内までに税金をきちんと納付していただいている大多数の納税者の方との公平性を欠くこととなります。

税金は納期限までに

税金を納期限までに納めなかった場合、納期限の翌日から年14・6%の割合で延滞金が増算されます。これは、銀行などでお金を借りるよりも高く、滞納すると税の負担が大きくなります。

また、税金を滞納したままであれば、滞納者の財産（給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など）の差押えを行います。

平成23年度の差押えの実施状況

財産の種類	件数	滞納税額に充てた額
預貯金	19	85万6,094円
所得税還付金	47	95万8,173円
その他債権	1	24万1,000円
生命保険	2	0円
不動産	11	0円
計	80	205万5,267円

滞納は放置せず、必ず納付相談を

収入や財産があるのに税金を納めない悪質な滞納者には、き然とした態度で差押えを行います。

また、財産調査で財産が発見できなかった場合、強制的に滞納者の住居に踏み込み、財産を探す「家宅捜索」を行います。

なお、病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得えず納期限内に納めることができない方は、生活状況などを聞き取りのうえ、徴収の猶予や分割納付などもありますので、必ず税務課までご相談ください。

◆問い合わせ先

税務課

☎ 0859・54・5208

平成24年就業構造基本調査にご協力ください

10月1日を基準日に就業構造基本調査が実施されます。これは、就業実態を明らかにすることを目的に、5年ごとに国が行うもので、今回で16回目となります。調査で得られた結果は、雇用政策や少子高齢化対策、非正規雇用問題などの基礎資料として、幅広く活用されます。

大山町内では、16地区で調査が行われることとなり、すでに対象の地区では鳥取県知事

から任命された調査員が各世帯を訪問し、調査票の記入をお願いしています。

調査が円滑に実施されますよう、みなさまのご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

就業構造基本調査コールセンター

☎ 0570-010-124 (ナビダイヤル)
03-4330-1120 (IP電話・PHS)